

●マイナポイント第2弾(最大20,000円分)のポイント申し込みが始まります

すでに開始されている、マイナンバーカードをお持ちの方への最大5,000円分のポイント付与に加え、マイナンバーカードの健康保険証利用登録と公金受取口座登録のポイント(各7,500円分)の申し込みが6月30日(休)正午(予定)から始まります。

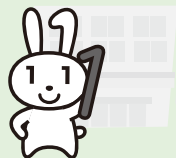
申込期間…来年2月28日(火)まで

新たに開始されるポイント申し込み



健康保険証としての利用申し込み

7,500円分



公金受取口座の登録

7,500円分



マイナポイントの申し込みをお手伝いします!



マイナポイントの予約・申込は、パソコンやスマートフォンから自身で設定できますが、対応するスマートフォンをお持ちでない方や予約・申し込みに不安がある方は、ぜひお気軽にお越しください。



会場…オークツウ(郭町一丁目2-2・本庁舎南側駐車場の東向かいのビル1階)

持ち物…マイナンバーカード、マイナポイントを申し込む決済サービスの決済手段(例 ICカード、専用アプリ等)、マイナポータルに登録する口座の通帳またはキャッシュカード(口座の登録を行う方のみ)
*6月27日(月)から30日(休)正午までを除く(システムメンテナンスのため)。



●マイナンバーカード未申請者に 交付申請書が送付されます

マイナンバーカードの未取得者のうち、交付申請を行っていない方へ地方公共団体情報システム機構から交付申請書が送付されます。申請方法などの詳細は、同封のお知らせ文でご確認ください。

送付時期…7月下旬ごろから8月末にかけて
順次発送予定

対象…マイナンバーカードの交付申請を行っていない方。

ただし、以下の方は送付されません

- 令和3年10月31日時点で75歳以上の方
- 令和4年中に出生した乳児等



●マイナンバーカードの 交付申請はお済みですか?

マイナポイント最大20,000円分をもらうためには、マイナンバーカードの申請を9月末までに行う必要があります。

●土曜日も交付しています

平日だけではなく土曜日も以下の日程でマイナンバーカードを交付しています(要事前予約)。

- 川越駅西口連絡所…毎週土曜日(祝日を除く)午前10時～午後6時
- 高階市民センター・大東市民センター・名細市民センター…第2・4土曜日(祝日・7月9日(出)を除く)午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

この機会にぜひ
お申し込みください!



問い合わせ…マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

(月～金曜日=午前9時30分～午後8時▶土・日曜日、祝・休日=午前9時30分～午後5時30分)

カード受け取り…川越市マイナンバーカード
コールセンター

☎0570-055822

参議院議員選挙

選挙管理委員会事務局 ☎224-6120

☎226-7713



参議院議員選挙
ホームページ

投票日 7月10日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

告示日=6月22日(水)

投票できる方

次のすべてに該当する方です。ただし、市外へ転出した方でも、市内の投票所で投票できる場合があります。詳しくは同事務局にお尋ねください。

- ①平成16年7月11日までに生まれた日本国民
- ②令和4年3月21日までに住民基本台帳に登録され、選挙当日まで引き続き市内に居住し、川越市の選挙人名簿に登録されている方。

* 川越市の選挙人名簿に登録されている方でも、選挙権を失った方、誤って登録されていた方などは投票できません。

投票所入場整理券

入場整理券は世帯ごとにまとめて、封書で郵送します(同住所でも世帯が異なる場合は別封筒で郵送されます)。入場整理券がない場合でも、受け付けで本人確認ができれば投票できます。

* 少し時間が掛かります。

選挙公報とは立候補者の経歴や政見などを記載したものです

新聞(朝日・埼玉・産経・東京・日本経済・毎日・読売)を購読されている方は7月8日(金)までの朝刊に折り込みます。また、市役所・市民センターなどで配布、埼玉県選挙管理委員会のホームページに掲載します。

* ホームページに掲載された選挙公報を印刷して、不特定多数の方に配布するなどの行為は公職選挙法に抵触することがありますので、十分にご注意ください。

● 新聞を購読していない方には、郵送しますのでご連絡ください

投票の方法(代理投票と点字投票)

身体が不自由な方や自分で文字が書けない方のために、係員が本人に代わり記載します。また、視覚障害のある方は、点字による投票もできます。いずれの場合も、投票所で係員にお尋ねください。投票の秘密は法律で固く守られます。

投票日当日に投票所に行けない方へ

■投票日以外に市内で投票を希望される方 ⇒ 期日前投票をご利用ください

期日前投票を行う際は、宣誓書の提出が必要です。宣誓書は入場整理券の裏面ほか期日前投票所にも備えてあります。

* 日程および会場については、広報川越6月号または市ホームページをご確認ください。

* 宣誓書の提出をもって、名簿対照時の氏名読み上げの代わりとします。

* 期日前投票会場の混雑状況は市ホームページから確認できます。

■市外に長期滞在中の方 ⇒ 滞在地での不在者投票をご利用ください

「不在者投票宣誓書兼請求書」(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入し、川越市選挙管理委員会に郵送してください。投票用紙等を滞在先の住所地へ郵送します。申請方法など詳しくは、お尋ねください。

* 請求書は本人の自筆が必要です。また、メールやファクスでは請求できません。投票用紙の郵送には日数が掛かります。お早めに手続きしてください。

■指定施設に入院・入所している方

不在者投票施設として都道府県選挙管理委員会から指定されている施設では、施設内で不在者投票ができます。施設が指定施設に該当するか不在者投票を実施できるかは施設にお尋ねください。

■重度の障害がある方 ⇒ 郵便投票をご利用ください

あらかじめ審査を行い、条件に該当する方へ郵便等投票証明書を交付します。証明書を交付された方は郵便での投票ができます。投票日の4日前までに手続きしてください。手続き自体は代理の方が行えますが、申請書は本人の自筆が必要です(右表参照)。

郵送投票	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能1級または2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸1級または3級
	免疫・肝臓1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹で特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓で特別項症～第3項症
要介護状態区分が要介護5	
代理記載	
郵便投票の条件に加え上肢・視覚で身体障害者手帳1級または戦傷病者手帳特別項症～第2項症	

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方

新型コロナウイルス感染症の患者等で、保健所等から外出自粛要請を受けた期間が公示日の翌日から投票日までの間にかかる方等は、特例郵便等投票の対象となり、郵送等で投票を行うことができます。

* 濃厚接触者の方は対象ではありません。投票のために外出することは「不要不急の外出」には当たらず、投票所等での投票ができます。投票の際はマスクの着用や手指の消毒などの感染拡大防止の徹底をお願いします。

蚊を増やさないために早めの対策を！

蚊媒介の感染症について＝保健予防課 ☎227-5102

☎227-5108

蚊の防除について＝食品・環境衛生課 ☎227-5103

☎224-2261

病原体に感染した人や動物の血を吸った蚊に刺されることで、デング熱などの感染症にかかる恐れがあります。蚊の発生を防止するため、以下の対策を心掛けましょう。

- 植木鉢の受け皿…週1回程度、水を取り換える
- 屋外にあるバケツ・ジョウロ・タライ等…必要なとき以外くみ置きしない。雨で水がたまった場合は捨てる

小動物(ペット)の火葬を行っています



斎場 ☎226-0090 ☎226-7088

火葬希望日の前日の正午までに電話または直接斎場で、事前予約が必要です。友引の日は火葬しません。

火葬受け入れ時間

午前9時 ▶ 午前11時 ▶ 午後1時 ▶ 午後3時

火葬できる小動物

犬、猫、ウサギ、小鳥などで火葬重量60kg未満(ウツギ等の重量を含む)のペット。

火葬料金(区分の重さには、棺や副葬品等を含みます)

区分	火葬料金	
	市内居住者	市外居住者
10kg未満	7,000円	1万4,000円
10kg以上25kg未満	1万4,000円	2万8,000円
25kg以上60kg未満	2万1,000円	4万2,000円

「子どもの居場所」がすくすくかわごえ5階にオープン!!

こども育成課 ☎224-5724 ☎224-6705

市内在住・在学の小学生・中学生・高校生の皆さんが、放課後や土・日曜日などにふらっと立ち寄れるスペースができました。主に、「遊び場」や「自習スペース」として使えます。家でも学校でもない、新しい居場所を見つけてみませんか？ 開設日時など詳しくは、市ホームページをご確認ください。



外観



案内図



公衆浴場の混浴制限年齢が引き下げられます



食品・環境衛生課 ☎227-5103 ☎224-2261

「川越市公衆浴場法施行条例」の改正により、10月1日(土)から、市内の公衆浴場では7歳以上のお子さんは混浴ができなくなります。

ご理解とご協力をお願いします。

計画(原案)に対する意見募集



保健医療推進課 ☎224-5832 ☎224-7318

市では、「第三次川越市保健医療計画」の策定を進めています。市民の皆さんの意見を反映するため、同計画(原案)に対する意見を募集しています。

閲覧・募集期間…7月11日(月)まで(必着)

閲覧場所…同課(本庁舎2階)・市民センター・川越駅西

口連絡所・保健所・総合保健センター

対象…市内在住・在勤・在学または利害関係のある方

意見の提出方法…任意の用紙に意見・住所・氏名・電話番号、在勤・在学の方は勤務先・学校名、利害関係のある方はその内容を明記し、郵送・ファクスまたは直接同課

意見の取り扱い

提出された意見は、今後の計画策定の参考にします。また、意見の内容と市の考え方を公表します。類似の意見は取りまとめて公表し、個別の回答は行いません。なお、個人情報は公表しません。



市職員を募集

職員課 ☎224-5553

☎225-2895



令和5年4月1日採用予定の市職員を募集します。募集案内・申込書は、7月1日(金)から同課(本庁舎4階)、庁舎案内(同1階)、市民センター、川越駅西口連絡所などで配布します(市ホームページからもダウンロード可)。

申し込み…7月15日(金)(消印有効)までに郵送で同課

* 職種により申込期限が異なります。

「時の鐘」が音響遺産に認定♪

文化財保護課 ☎224-6097 ☎224-5086

市指定文化財「時の鐘」が、(一社)日本音響学会から「音響遺産」に認定されました。音響遺産とは、音響学および音に関わる事象を広く一般に伝えることを目的とし、主に一般の方の耳目に触れる機会があり、かつ音響的な特徴を持つ具体的事象および事物に対して、同学会が認定するものです。



選定理由は「創建された江戸時代の初期から、暮らしに欠かせない『時』を告げ、再建を重ねながら小江戸川越のシンボルとして、川越の街の欠かせない音風景のひとつとなっている。我々の生活と音との関わりを現している点で、価値の高い建築物および事象であると認める」というものです。

認定に併せて、認定証とパネルが贈られ、認定証は市役所1階展示スペースに、パネルは時の鐘付近の説明看板に設置しています。

国民年金基金制度



市民課 ☎224-5764 ☎226-5091

国民年金の第1号被保険者が国民年金基金に加入すると、老齢基礎年金に上乗せした年金が受けられます。掛け金は全額、社会保険料控除の対象となり、受け取る年金には公的年金等控除が適用されます。

資料の請求・加入の申し込みは、全国国民年金基金首都圏支部 ☎0120-65-4192にお尋ねください。

はかりの定期検査



産業振興課 ☎224-5934 ☎224-8712

市民センター管内で、営業用(取引・証明)に計量器を使用している方は、会場に持ち込み、必ず検査を受けてください。今回の検査は、デジタルはかりではなく機械式はかりのみです。なお、本庁管内の方は来年度実施予定です。

日程・会場…7月20日(水)=ジョイフル、21日(木)=川越運動公園、22日(金)=川越総合地方卸売市場(大袋)、25日(月)・26日(火)=メルト

時間…午前10時~正午▶午後1時~3時

地域の国際化貢献事業に補助金を交付します



国際文化交流課 ☎224-5506 ☎224-8712

多文化共生や国際交流・協力を推進するため、地域の国際化に貢献する事業を行う市民団体に補助金を交付しています(上限4万円)。受け付けは随時行っています。

対象事業…青少年などを海外へ派遣・海外から受け入れ、海外文化の紹介など、市民の国際交流や国際理解を促進する事業▶教育・地球環境・公衆衛生・農業技術などの啓発活動や技術援助など、国際貢献をする事業▶日本語指導・通訳などのボランティア活動を通じて、外国籍市民が暮らしやすいまちづくりを促進する事業

老齢基礎年金・障害基礎年金

市民課 ☎224-5764 ☎226-5091

老齢基礎年金について

老齢基礎年金は、次の①~⑦の期間の合計が10年以上ある方に、原則として65歳から支給されます。



対象期間…①国民年金保険料を納めた期間、②国民年金保険料の免除を受けた期間(一部納付免除は差額を納めていないと未納)、③学生納付特例を受けた期間、④納付猶予を受けた期間、⑤厚生年金・共済年金の加入期間(昭和36年4月以後)、⑥第3号被保険者期間、⑦合算対象期間

請求場所…国民年金(第1号被保険者)のみに加入していた方=同課(本庁舎1階)・市民センター・川越駅西口連絡所▶厚生年金・共済年金・国民年金(第3号被保険者)の加入期間がある方=川越年金事務所

障害基礎年金について

次の①~③のいずれかに初診日があり、その病気やけがにより障害の状態になったときに支給されます。



- ①国民年金に加入中(任意加入中を含む)
- ②20歳未満
- ③60歳以上65歳未満(日本国内に住所がある)

ただし、国民年金保険料の納付や障害の程度などの要件を満たすことが必要です。

詳しくは、同課または川越年金事務所 ☎242-2657にご相談ください。

*厚生年金加入中や国民年金第3号被保険者期間に初診日がある場合は、川越年金事務所にご相談ください。

*共済組合加入中に初診日がある場合は、各共済組合にご相談ください。

交通遺児等援護金を支給

防犯・交通安全課 ☎224-5721 ☎224-6705

県交通安全対策協議会では、県民を対象に交通遺児等援護金・援護一時金を支給しています。

詳しくは同協議会 ☎048-825-2011にお尋ねください。

交通遺児に奨学金を支給します

防犯・交通安全課 ☎224-5721 ☎224-6705

奨学金の受給資格…交通事故で死亡した親権者(これに準ずる者を含む)に養育されていた、市内在住で義務教育課程中の方

交通事故の範囲…国内で発生した車両による人身事故

支給額…遺児1人につき、月額上限2,000円

支給時期…9月と3月の年2回

必要書類…新規申請＝交通遺児奨学金支給申請書・交通事故証明書の写し・死亡日が記載されている全部事項証明書(戸籍謄本)の原本または死亡診断書の写し▶継続申請＝交通遺児奨学金支給申請書

*支給申請書は同課(本庁舎3階)で配布しています。

申請方法…必要書類を7月22日(金)までに、市立小中学校に在学中の児童・生徒は学校を通じて、それ以外の方は直接同課

市営住宅の入居者を募集

建築住宅課 ☎224-6049 ☎224-8965

入居者募集案内は、7月21日(木)から8月10日(水)まで、同課(小仙波庁舎1階)・庁舎案内(本庁舎1階)・市民センター・川越駅西口連絡所・県住宅供給公社川越支所で配布します。

対象…次の全てを満たす方(単身者向け住宅は②～⑤を満たす方)①同居親族がいる(予定を含む)、②市内に住所がある、③住宅に困っていることが明らか(自己所有住宅・公営住宅などに住んでいない)、④入居予定者全員の収入総額が基準額以内(高齢者・障害のある方がいる世帯などは、一般世帯より基準を緩和)、⑤申込者や同居親族(予定を含む)が暴力団員でない

選考方法…抽選

申し込み…募集案内にある申込書に必要事項を記入し、8月10日(水)(消印有効)までに郵送で埼玉県住宅供給公社川越支所(的場2218-4ベルアート301号室)

*家賃など詳しくは、埼玉県住宅供給公社 ☎227-6418にお尋ねください。

会計年度任用職員を募集



障害者総合相談支援センター
☎293-4319 ☎293-4329

障害者総合相談支援センターで一般企業への就職を希望する障害のある方への就労相談・支援等を行う就労支援相談員を募集します。資格要件等詳しくは、市ホームページをご確認ください。

高濃度 PCB を処分してください



産業廃棄物指導課 ☎239-7007 ☎239-5059

PCB(ポリ塩化ビフェニル)を使用した機器は、法で定められた期限までに処分する必要があります。期限を過ぎると処分できなくなります。

3kg未満の変圧器・コンデンサー、照明器具の安定器、汚染物等のうち、高濃度 PCB を含有する物の処分期間は来年3月31日(金)までです。処分費用の軽減措置が無くなる前にご相談ください。工場、ビル、農家等の事業用建物で発見されています。

夏の交通事故防止運動

防犯・交通安全課 ☎224-5721 ☎224-6705

7月15日から24日は夏の交通事故防止運動期間です。車を運転する際は、横断歩道の直前で停止可能な速度で進行し、歩行者がいるときは横断歩道の手前で一時停止して通行を妨げないようにしましょう。

夏の交通事故防止運動の開始式および街頭広報

川越市交通安全推進協議会主催。雨天中止。

日時…7月15日(金)午前10時～

会場…川越駅東西デッキ

楽器寄附ふるさと納税の取り組みを始めます



財政課 ☎224-5618 ☎225-2895

「家庭に眠る使われなくなった楽器はありませんか？」



市に楽器の寄附を申し込むと、楽器の査定額が寄附金として税額控除されます。あなたの思いがこもった楽器は、市内の学校で大切にに使わせていただきます。ご協力をお願いします。

川越ものづくりブランド「**KOEDO E-PRO**」 認定製品・技術の募集



認定マーク

産業振興課 ☎224-5934 ☎224-8712

KOEDO E-PRO とは？

市内の中小企業が生み出した優れた製品・技術に光を当て、市内外に広く知らせ、市内の工業振興を図ることを目的に創設されたブランドです。

表彰

認定された製品・技術の中から大賞(1点・賞金15万円)、奨励賞(2点・各賞金5万円)を表彰します。また、認定製品・技術について、PRに要した経費の3分の2(上限10万円)を補助します。

今年も優れた工業製品や技術を募集します

応募期限…9月9日(金)(必着)

応募できるもの…市内で製造または開発され、応募時にすでに市場に流通している工業製品、または実用化済みの工業技術

対象…市内に本社または事業所を有する中小企業者

申し込み…同課(本庁舎5階)、川越商工会議所、市ホームページにある応募用紙に必要事項を記入し、必要書類を添えて直接同課

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

●水道アンケートにご協力ください 総務企画課 ☎223-3063 ☎223-3078

市ホームページ「くらし」→「上下水道局」→「アンケート」から電子申請で回答できます。回答期限は8月31日(木)までです。回答の内容は、今後の水道事業の情報発信等に活用します。皆様のご協力をお願いします。

●病児保育室の移転 こども育成課 ☎224-5724 ☎224-6705

病児保育室「みついきッズケア」は、6月1日に三井病院内3階(連雀町19-3)へ移転し、電話番号が ☎080-1751-6554 に変更となりました。

●消費者カレッジを開催 広聴課 ☎224-6160 ☎222-5454

「デジタル社会!! 知っておきたいオンラインゲームやSNSでのトラブル」をテーマに、高校生以下と保護者を対象にした消費者カレッジを7月28日(木)に開催します。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

●初雁公園水泳プールを休止します 公園整備課 ☎224-5965 ☎224-8712

施設老朽化のため、初雁公園水泳プールの運営を休止します。ご理解をお願いします。

●図書館の電子書籍の所蔵コンテンツが増えました 中央図書館 ☎222-0559 ☎224-7822

詳しくは、図書館ホームページの電子書籍サービスを確認するか中央図書館へお尋ねください。

●夜間の電話による納税相談の実施 収税課 ☎224-5691 ☎226-2538

7月7日(木)・8日(金)午後5時15分～8時。開庁時間に相談ができない方はご利用ください。

●道路上に張り出している樹木などの管理を 道路環境整備課 ☎224-6029 ☎222-6017

樹木、生け垣、植木鉢などが歩行者や車の通行の支障になることがあります。事故が発生した場合、所有者の管理責任を問われることがあります。定期的な樹木の剪定や草刈りなど、所有者による適切な管理をお願いします。

●家屋調査にご協力を 資産税課 ☎224-5684 ☎226-2539

新築・増築された家屋(居宅・事務所・倉庫など)の固定資産税額などを計算するため、平面図等の資料提供の依頼または職員が直接訪問し、間取りや資材等の確認で家屋調査を行っています。ご理解とご協力をお願いします。

●「初山例大祭」で交通規制が行われます 観光課 ☎224-5940 ☎224-8712

7月13日(木)、富士見町・浅間神社周辺で「初山例大祭」を開催するにあたり、例年よりも規模を縮小して交通規制を行います。駐車場はありませんので、車での来場はご遠慮ください。駐輪場は、富士見町公園です。

●社会を明るくする運動 福祉推進課 ☎224-5769 ☎225-3033

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です。罪を犯した人や非行に走った少年の更生には、その人自身の意欲と合わせて、地域社会の理解が必要です。皆様のご協力をお願いします。

●サマージャン宝くじの発売は、7月5日(火)～8月5日(金)です 財政課 ☎224-5618 ☎225-2895

1等・前後賞合わせて7億円。抽選日は、8月17日(木)です。この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われ、市では、これまで美術館の運営管理や母子健康診査事業の財源として活用してきました。宝くじについて詳しくは、(公助)埼玉県市町村振興協会 ☎048-822-5004にお尋ねください。なお、川越市役所では販売していません。

●斎場市民聖苑利用説明会 斎場 ☎226-0090 ☎226-7088

7月25日(木)午前9時～▶午前10時30分～。対象は市内在住。定員は各先着10人。申し込みは電話で斎場。

●市役所本庁舎の空調設備等改修工事を実施中 管財課 ☎224-5633 ☎225-2895

1階ロビーの待ち合わせスペースなどが狭くなっています。また、駐車場が一部変更になっています。駐車台数が少なくなっていますので、ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。なお、窓口業務は通常どおり行います。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の新型コロナウイルス感染症の影響による減免等について

国民健康保険について＝国民健康保険課 ☎224-5833 ☎224-7318
後期高齢者医療保険について＝高齢・障害医療課 ☎224-5842 ☎224-7318
介護保険について＝介護保険課 ☎224-5817 ☎224-5384

新型コロナウイルス感染症の影響による減免を受けるには、申請が必要です。申請の理由により申請書類が異なります。

対象…次の①②のいずれかを満たす方

- ①新型コロナウイルス感染症で主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料は次の①～③の全て、介護保険料は次の①③の両方に該当する
 - ①事業収入等の減少額が前年の3割以上
 - ②前年の所得合計額が1,000万円以下
 - ③減少することが見込まれる所得(①の収入)以外の前年の所得の合計が400万円以下

減免の対象期間…令和4年4月分～令和5年3月分(納期限前のもの)

減免額…①＝保険税(料)全額、②＝算出した対象保険税(料)に、主たる生計維持者の前年の合計所得金額に応じた減免割合を乗じて得た額

*詳しくは、市ホームページを確認するか各担当課にお尋ねください。



国民健康保険税



後期高齢者医療保険料



介護保険料

通知書等を7月8日(金)に発送します

国民健康保険税決定通知書(特別徴収) ▶ 国民健康保険税納税通知書(普通徴収)

後期高齢者医療保険料額決定通知書・後期高齢者医療保険料額特別徴収開始通知書 ▶ 後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書 ▶ 後期高齢者医療保険料納入通知書

介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書 ▶ 介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書 ▶ 介護保険料納入通知書

* 特別徴収＝年金からの差し引きによる納付 ▶ 普通徴収＝納付書または、口座振替による納付。

* 世帯の所得が少ない・火災などの災害により損害を受けた世帯は、保険税(料)が減免される場合があります。減免を受けるには、納期限までに申請が必要です。

被保険者証(保険証)を7月末までに特定記録郵便で発送します

国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)	70歳以上74歳以下の方には、保険証と高齢受給者証が一体化した保険証兼高齢受給者証を発送
後期高齢者医療被保険者証	一定の所得がある方へ2割負担の導入が10月1日(土)から施行されるため、令和4年8月1日(月)～9月30日(金)までの期間の短い被保険者証(保険証)を発送

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

特定世帯等臨時特別給付金室 ☎224-6197 ☎225-3033



令和4年度新たに住民税非課税となった世帯などに対して、臨時特別給付金の確認書を7月上旬に送付します。支給要件の確認や必要事項を記入の上、返送してください。審査後、7月中旬以降に順次支給予定です。

*すでに住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給している世帯や、一人暮らしの学生など住民税が課税されている方の扶養親族からなる世帯を除きます。

問い合わせ…コールセンター ☎0120-905-702、午前8時30分～午後6時(土・日曜日、祝日を除く)

*9月30日(金)まで通話可。

国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付

国民健康保険について＝国民健康保険課 ☎224-5836 ☎224-7318

後期高齢者医療制度について＝高齢・障害医療課 ☎224-5842 ☎224-7318

医療費が高額になる場合には、事前に「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請し、医療機関に提示することで医療費の負担額が自己負担限度額までで済みます。

申請場所…各担当課(本庁舎2階)・市民センター・川越駅西口連絡所

*市民センター・川越駅西口連絡所で申請する場合、認定証は後日郵送。

国民健康保険

■既に認定証の交付を受けている方

70歳未満の方には、更新のお知らせと申請書を送付しています。更新が必要な方は、必ず提出してください。なお、70歳以上の方は自動更新です。更新した認定証は、7月下旬に発送する予定です。



■新たに認定証の交付を希望する方は申請が必要です

交付を受ける方の保険証を持参し、申請してください。郵送でも申請ができます。ただし、70歳未満で国民健康保険税に滞納がある場合は交付できません。自己負担限度額の区分が世帯の所得に応じて異なるため、所得の申告をお願いします。

後期高齢者医療制度

要件…①限度額適用・標準負担額減額認定証＝令和4年度市・県民税が非課税世帯の方、②限度額適用認定証＝課税所得145万円以上690万円未満の方

また、自己負担限度額の区分が所得に応じて異なるため、所得の申告をお願いします。



■既に認定証の交付を受けている方

今年度も上記の要件に該当する方に高齢・障害医療課から新しい認定証を送付します。更新の手続きは不要です。

■新たに認定証の交付を希望する方は申請が必要です

上記の要件に該当する方で新たに交付を希望する場合は申請してください。

川越市大学奨学金

教育総務課 ☎224-6074 ☎224-5086



来年4月から大学に進学する高校生等で、経済的に教育費などの支出が困難な方に、返済を必要としない給付型奨学金を支給します。他の奨学金制度を受ける方も申請できます。詳しくは、同課(東庁舎2階)・図書館で配布する募集案内をご確認ください。

対象…次の全てを満たす方①市内に引き続き1年以上在住している、②世帯全員の所得額の合計(世帯所得)が右表の基準額未満である、③高等学校等に在籍していて全科目評定平均が3.5(5段階評価)以上である、④学校長の推薦を受けられる

世帯所得の基準額

世帯人数	世帯所得額
2人	340万円
3人	380万円
4人	450万円
5人以上	490万円

定員…5人程度(書類選考・面接)

給付金額の上限…入学準備金20万円、学資金月額3万7,500円(国の高等教育の修学支援新制度で入学金や授業料の減免を受ける方は、給付金額が異なる場合があります)

申し込み…提出書類を8月1日(月)から31日(水)(必着)までに郵送または直接同課

高校生の皆さんへのメッセージ

■平成29年度奨学生(令和3年度東洋大学卒業)

本奨学金は簡単に受け取れるものではありませんが、大学生活、その先の社会人生活を考えた時、非常にありがたいものとなります。金銭面で進学を諦めようとした私ですが、本奨学金により大学に進学できて良かったと思っています。諦めず頑張ってください。

■平成29年度奨学生(令和3年度東京家政大学卒業)

周りの方々への感謝の気持ちや常に学ぶ姿勢を忘れずに、日々努力して行ってほしいと思います。自分のやりたいことを見つけ、夢に向かって精一杯頑張ってください。

寄附のお願い

同奨学金制度は、皆さんからの寄附を原資としています。現在、20人の学生が同制度を利用して勉学に励んでいます。将来の川越市を担う学生を支援するため、皆さんのご協力をお願いします。